

J R 東海労働関西地「申」第15号
2015年10月20日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

竹本さんの裁判に多数の現場管理者（大阪第一運輸所、大阪第二運輸所）が
行っていたことに対する解明要求

10月9日、大阪第二運輸所の竹本さんが会社を訴える「ボーナスカット」裁判に多くの現場管理者が来ていた。

当日は裁判の証人として、高田助役、坂下助役、早水助役、岡当時助役、雨川当時助役、新田当時助役が法廷で証言した。

上記の証人以外では大阪第二運輸所の辻井助役、新井助役、中嶋助役、上田助役、伴助役、富岡助役、馬場助役、福田助役、安井指導科長、高畑助役。大阪第一運輸所の草崎総務科長が裁判所に姿を見せた。

当日、裁判所に来ていた組合員から勤務について質問された安井指導科長は組合員を無視し、「裁判の練習ですか」と質問された伴助役は「うっとうしいな！」と営業総括助役とは思えぬ返答を行った。また当日15時頃、安井指導科長、高田助役、坂下助役らは職場で制服を着て勤務に就いていた。

週末の多忙な日にこのような沢山の管理者が職場を放棄して裁判所に来ていた目的は何かはつきりしない。まさか、現場管理者の証人尋問の光景を見たさに興味を持って傍聴に来ている社員がいるのではないかという疑いを持って、誰が参加しているのかを点検し、それを関西支社に報告するために来ていたのではないかと考える。

確かに前田さんが会社を訴えている裁判では証人として辻井助役、新井助役、上田助役、伴助役、中嶋助役が証人尋問を受ける予定としているが、証人尋問を予定してる菊池当時助役の姿はなかった。

これら多くの現場管理者が職場の勤務を放棄し、裁判所に来ていたことは安全管理業務を怠り安全をないがしろにする行為である。さらに証人尋問で出頭命令を受けた助役ならともかく、原告の職場とは関係ない草崎総務科長が裁判所に来ていた理由も疑問である。

よって以下の通り解明要求を申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し誠意ある回答をすること。

記

1. 当日、証人として出頭した高田助役、坂下助役、早水助役、岡当時助役の勤務認証は何か明らかにすること。
2. 当日、裁判所に来ていた大阪第二運輸所の辻井助役、新井助役、中嶋助役、上田助役、伴助役、富岡助役、馬場助役、福田助役、安井指導科長、高畑助役。大阪第一運輸所の草崎総務科長の勤務認証は何か明らかにすること。

3. 午後から職場で勤務に就いていた管理者は誰か明らかにすること。
4. 当日、証人以外の管理者を裁判所に行かせたのは関西支社の指示なのか明らかにすること。
5. 週末の多忙な時に多数の管理者に職場を放棄させ裁判所に行かせたのは、安全管理上問題であり職務怠慢であると考え。会社の見解を明らかにすること。
6. 証人以外の多くの管理者が裁判所に行かせた目的は、現場管理者の証人尋問の光景を見たさに興味を持って傍聴に来ている社員がいるのではないかという疑いを持って、誰が参加しているのかを点検し、それを関西支社に報告するために来ていたと考える。仮にそうであれば、会社による裁判の妨害行為であり、自由に裁判を傍聴する権利を脅かす行為でもある。会社の見解を明らかにすること。

以上